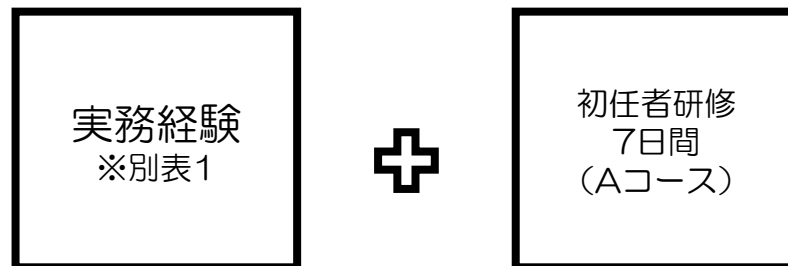


相談支援専門員として従事する為の要件



① 従事するための要件

実務経験及び相談支援従事者初任者研修講義部分（Aコース）を受講の必要があります。

② 更新について（現任研修）

相談支援専門員は、初任者研修修了の翌年度から5年ごとに現任研修（主任研修）の受講が必要です。ただし、相談支援専門員として現に従事しているか**実務経験がない場合は現任研修（主任研修）を受講できません。**

（令和元年度までに研修修了している方は、初回のみ現任研修の受講の制限はありません。）

なお、**現任研修を受講してもサビ児管の更新とはなりません。**

※この資料は、簡易的な説明資料です。詳細は、厚生労働省の告示等をご確認ください。

研修についての問い合わせ先
佐賀県社会福祉士会 研修事務局 0952-20-0012